

令和6年 第7回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和6年7月19日(金) 午後1時43分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち7名

1 番 遠藤良一委員	2 番 吉田典良委員	3 番 荻野右近委員
4 番 田村 茂委員	5 番 松本文子委員	6 番 吉田篤也委員
7 番 白岩良一委員	8 番 渡邊 元委員	9 番 和田春信委員
10 番 柳沼政一委員	11 番 鹿又良司委員	12 番 土屋福一委員
13 番 菊地幸広委員	14 番 箭内正彦委員	15 番 宗像昭一委員
16 番 吉田清吉委員	17 番 小池あおい委員	18 番 渡邊慶幸委員
19 番 佐藤伸夫委員		
②番 會田成美委員	⑤番 佐藤太巳治委員	⑥番 吉田勝行委員
⑩番 郡司英道委員	⑫番 佐久間耕栄委員	⑮番 松崎好克委員
⑰番 堀越広美委員		

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

局長
総務係長
副主査

三 浦 栄 喜
矢 内 敬
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

12 番	土 屋 福 一 委員
13 番	菊 地 幸 広 委員

8. 提出案件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可処分の取消願出について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第 5 号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 （開会 午後 1 時 4 3 分）

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 す。ただいまより令和6年第7回田村市農業委員会総会を開会いたします。 会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	「議長、事務局」 本日、欠席の届出あった委員はございません。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和6年田村市農業委員会第7回総会を開会いたします。 また、本日は農業振興部会所属の農地利用最適化推進委員の方々にご出席いただいておりますこと、ご報告いたします。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、 「12番 土屋 福一委員」、「13番 菊地 幸広委員」 を指名いたします。
議長	ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について 1件 議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 10件 議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 1件 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について 14件 （県許可分） 議案第5号 現況確認証明について 8件 以上、34件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。

	それでは、議事に入らせていただきます。
議案 第 1 号	「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可処分の取消願出について」を議題といたします。 整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 1 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声） それでは、整理番号 1 番について、 1 1 番 鹿又良司委員、ご報告をお願いいたします。
1 1 番 委員	「議長、1 1 番」（鹿又委員 報告） 1 1 番鹿又です。整理番号 1 番についてご報告します。1 6 日に、代理人である桑原行政書士に確認してまいりました。譲受人より耕作状況など、今後の土地利用について変更が生じたため取消しをしたいとの申し出があったとのことでした。譲受人にも確認し、本人の意向のためやむを得ないと判断いたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 1 号について、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可処分の取消願出について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第 1 号は終了いたします。
議案 第 2 号	「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。

	整理番号 1 から 1 0 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 2 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 整理番号 1 から 2 番について、 1 番 遠藤良一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 番 委員	「議長、1 番」（遠藤委員報告） 1 番遠藤です。整理番号 1 から 2 番についてご報告します。1 1 日の午後に、代理人である石井行政書士、遠藤義一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請事由の通りでありますので、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 3 番について、 7 番 白岩良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委員	「議長、7 番」（白岩委員 報告） 7 番白岩です。整理番号 3 番についてご報告します。1 4 日の午前に、譲渡人、矢吹 勇推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。譲渡人の父が亡くなり相続登記をしましたが、登記後に譲受人の土地も登記してしまったことに気付き、真正な登記名義の回復のための今回の案件となりました。譲渡人、譲受人は親戚関係であり、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 4 番について、 9 番 和田春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委員	「議長、9 番」（和田委員 報告） 9 番和田です。整理番号 4 番についてご報告します。1 3 日の午後に、譲渡人、譲受人と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきまして、周囲の農地への影響もなく、問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 5 から 6 番について、 1 0 番 柳沼政一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 0 番 委員	「議長、1 0 番」（柳沼委員 報告） 1 0 番柳沼です。整理番号 5 から 6 番についてご報告します。整理番号 5 番につきましては、1 0 日の午前に、譲受人、代理人である影山行政書士、橋本仁宏推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、譲渡人が相続されましたが農家ではないため、知人である譲渡人に周辺環境の維持の依頼をし、了承をいただいたことによる所有権の移転の案件であります。近隣農地への問題

	もなく、可能な限り管理していきたいとのことで、何ら問題ないことと確認しました。 整理番号６番につきましては、１０日の午前に、譲渡人、譲受人、橋本仁宏推進委員と４名で現地を確認してまいりました。譲渡人、譲受人の双方の親同士で口約束にて数十年前に交換をしていた土地で、今回、正式に申請をして所有権の移転をするための案件であります。申請地につきましては、適正な管理がされており、何ら問題ないことと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号７から９番について、 １１番 鹿又良司 委員、ご報告をお願いいたします。
１１番 委員	「議長、１１番」（鹿又委員 報告） １１番鹿又です。整理番号７から９番についてご報告します。整理番号７番と８番につきましては、１６日の午後に、譲受人、箭内倉貴推進委員と３名で現地を確認してまいりました。整理番号７番の土地は以前に基盤整備で交換した土地が未登記だったため、贈与による所有権移転の申請となります。整理番号８番の土地は整理番号７番の隣接地であり、整理番号７番と８番の申請地は、現在是一片として整備してありますので、整理番号８番を売買にて所有権を移転したいとのことでした。申請地は譲受人の自宅の目の前にあり、管理も適正にされており何ら問題ないことを確認してまいりました。 整理番号９番につきましては、１３日の午後に、譲受人、箭内倉貴推進委員と３名で現地を確認してまいりました。売買による所有権移転の案件であり、申請地は譲受人宅の目の前であり耕作条件等含め、有効活用が見込まれると判断したため、何ら問題ないことと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号１０番について、 １３番 菊地幸広 委員、ご報告をお願いいたします。
１３番 委員	「議長、１３番」（菊地委員 報告） １３番菊地です。整理番号１０番についてご報告します。１０日の午後に、代理人である箭内行政書士に確認をいたしました。譲渡人、譲受人は親子関係であり、親子間の贈与ということで何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

	それでは、簡易採決により議案第２号について異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第２号 農地法第３条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第２号は終了いたします。
議案 第３号	次に、「議案第３号 農地法第４条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号１番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第３号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 整理番号１番について、 ３番 荻野右近 委員、報告をお願いします。
３番 委員	「議長、３番」（荻野委員 報告） ３番荻野です。整理番号１番についてご報告します。１６日の午前に、渡辺行政書士、半谷隆一推進委員と申請人宅へ伺い、４名で確認をいたしました。これまで畑として使用してきましたが、ご子息が成長し、駐車場にしたいとのことでの申請でした。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、議案第３号について簡易採決により異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第３号 農地法第４条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第３号は終了いたします。

議案 第 4 号	次に、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。整理番号 1 から 1 4 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 4 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 整理番号 1 から 3 番について、 3 番 荻野右近 委員、ご報告をお願いいたします。
3 番 委員	「議長、3 番」（荻野委員 報告） 3 番荻野です。整理番号 1 から 3 番についてご報告します。1 6 日の午前に、申請の施工会社のご担当者、白石行政書士、半谷隆一推進委員と 4 名で確認をいたしました。周りに農地はありますが、問題ないことを確認してまいりました。また、年に二回は草刈りをするのを依頼しました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 4 番について、 4 番 田村茂 委員、ご報告をお願いいたします。
4 番 委員	「議長、4 番」（田村委員 報告） 4 番田村です。整理番号 4 番についてご報告します。1 0 日の午後に、佐藤太巳治推進委員と確認をいたしました。申請地周辺には道路はありますが、支障があるものではなく、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 5 番について、 7 番 白岩良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委員	「議長、7 番」（白岩委員 報告） 7 番白岩です。整理番号 5 番についてご報告します。1 4 日の午前に、白石行政書士、矢吹 勇推進委員と 3 名で確認をいたしました。申請地周辺の農地への影響はなく、排水、申請内容等も問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 6 から 7 番について、 8 番 渡邊元 委員、ご報告をお願いいたします。
8 番 委員	「議長、8 番」（渡邊委員 報告） 8 番渡邊です。整理番号 6 から 7 番についてご報告します。1 3 日の午前に、白石行政書士、郡司英道推進委員と 3 名で確認をいたしました。申請地は整理番号 6 番、7 番ともに雨水等も自然浸透とのことで周辺の農地への影響はなく、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 8 から 9 番について、

	9 番 和田春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委員	「議長、9 番」(和田委員 報告) 9 番和田です。整理番号 8 から 9 番についてご報告します。整理番号 8 番につきましては、10 日の午前に、細野行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で確認をいたしました。申請地は住宅地にあり、周辺が宅地、道路であるため何ら問題ないことを確認してまいりました。 整理番号 9 番につきましては、10 日の午前に、山名行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で確認をいたしました。本申請も道路に面しており、一か所だけ農地に隣接しておりますが排水等の影響もないため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 10 から 11 番について、 11 番 鹿又良司 委員、ご報告をお願いいたします。
11 番 委員	「議長、11 番」(鹿又委員 報告) 11 番鹿又です。整理番号 10 から 11 番についてご報告します。整理番号 10 番につきましては、16 日の午後に、石井行政書士、箭内倉貴推進委員と 3 名で確認をいたしました。申請地は現在耕作しておらず、他の農地への土砂流出の問題もないことを確認してまいりました。 整理番号 11 番につきましては、13 日の午後に、白石行政書士、箭内倉貴推進委員と 3 名で確認をいたしました。本申請は周辺の農地は全て耕作放棄地であり、平らな土地で近辺に排水溝も整備されているため、排水、土砂等の流出の問題も考えにくいと判断し、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 12 番について、 15 番 宗像昭一 委員、ご報告をお願いいたします。
15 番 委員	「議長、15 番」(宗像委員 報告) 15 番宗像です。整理番号 12 番についてご報告します。11 日の午後に、石井行政書士、吉田辰男推進委員と 3 名で確認をいたしました。申請地は、水はけもよく排水等の問題はないことから、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 13 から 14 番について、 18 番 渡邊慶幸 委員、ご報告をお願いいたします。
18 番 委員	「議長、18 番」(渡邊委員 報告) 18 番渡邊です。整理番号 13 から 14 番についてご報告します。14 日の午後に、石井行政書士、石井伝一推進委員と 3 名で確認をいたしました。整理番号 13 番につきましては、申請地の周辺は一部耕作放棄地もありますが、排水等の問題は

	ないことを確認いたしました。 整理番号 14 番につきましては、道路等、市道に挟まれており水路が整備されておりますので、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。
17 番 委員	「議長、17 番」(小池委員) 17 番小池です。太陽光パネル設備設置案件の申請地の申請面積の内訳の中で、太陽光パネルの設置面積に対し、通路その田の面積が著しく多い案件もあるが、どのような理由なのか。
事務局	「議長、事務局」(事務局) 法面の面積が大きいためです。申請地が分筆されておらず、法面の面積を含んでおります。以上です。
議長	ありがとうございます。 ほかに質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 4 号について、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第 4 号は終了いたします。
議案 第 5 号	次に、「議案第 5 号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」(議案第 5 号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、簡易採決により議案第 5 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、「議案第 5 号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして議案第 5 号は終了いたします。

これで、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議を賜りありがとうございました。

これをもちまして、令和 6 年田村市農業委員会第 7 回総会を閉会といたします。

閉 会 (14 時 35 分終了)

令和6年7月19日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人